

第179号

みどり
水土里ネット 児島湾
だより

令和3年6月1日 児島湾土地改良区 岡山市南区あけぼの町3番6号 ☎(086)262-0175



国営総合農地防災事業「児島湾沿岸地区」二重鋼矢板設置工事の様子

電話番号のお知らせ（直通）

| | |
|----------|--------------------------------------|
| 児島湾土地改良区 | (086)263-5244 (FAX) |
| 総務課 | (086)262-0175 |
| | 下記以外の事務全般(賦課徴収含む) |
| | Eメール: kojimawan_main@chive.ocn.ne.jp |
| 総務課会計係 | (086)262-3919 |
| | 会計経理全般 |
| 維持管理課 | (086)262-0176 |
| | (086)262-0180(アナログ回線) |
| | 維持管理事業全般(県管理用排水機場関係) |
| 施設管理課 | (086)262-0310 |
| | 基幹水利事業全般(藤田用水機場関係) |
| | 藤田用水管理事業全般 |
| 農村整備課 | (086)262-0177 |
| | 土地改良事業全般(工事関係) |
| 堤防管理事務所 | (086)267-3002 |
| | (086)267-3001 (FAX) |
| | 児島湖水位調整等(操作室) |

◇もくじ◇

| | |
|-------------------|----|
| 通常総代会挨拶 | 2 |
| 通常総代会への祝辞 | 3 |
| 通常総代会開催 | 4 |
| 令和3年度賦課金・負担金について | 5 |
| 令和3年度一般会計予算 | 6 |
| 令和3年度藤田用水会計予算 | 6 |
| 令和3年度操作作業会計予算 | 7 |
| 令和3年度土地改良事業計画 | 7 |
| 事務局人事異動 | 8 |
| 児島湖清掃大作戦参加報告 | 9 |
| ゴミの投棄をなくしましょう | 9 |
| スクミリングガイの駆除方法について | 10 |
| 特集記事(児島湾締切堤防について) | 11 |
| 国営総合農地防災事業について | 14 |
| 組合員の皆様へお願い | 15 |
| 転用等、地区除外に伴う決済金 | 16 |

令和 2 年度 通常総代会 理事長挨拶

令和 3 年 3 月 11 日

理事長 宮 武 博



令和 2 年度通常総代会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

総代の皆様には、ご多忙のところ、早朝よりご出席いただき、心よりお礼申し上げます。

また、皆様には各地域の組合員の代表として平素から格別のご協力をいただき深く感謝申し上げます。

本日の総代会は、前回の臨時総代会に続きコロナウイルス感染症拡大に伴う感染防止策として書面議決での開催とさせて

いただいています。

世界がコロナウイルス感染症拡大による大きなストレスにさらされています。日本でも状況は同じです。ただ、日本の場合はコロナウイルスそのものより、感染者への誹謗中傷など風評被害への懸念がより大きな脅威となっているのではないかと感じています。感染したのは本人が悪いと考える人の割合が日本は欧米に比べて格段に高いという調査結果もあるようです。本人に落ち度があってもなくてもコロナ対策の甘さが糾弾されます。結果として、日本の感染率は欧米諸国と比べて低く抑えられていますが、いつ誰が感染するか分からない状況下で感染者が攻撃の対象となってしまう社会状況には、理不尽さを感じます。

このような状況の中ではありますが、当改良区に関連する土地改良施設では県営かんがい排水事業藤田錦地区のパイプラインが令和 3 年度から供用開始となり、これをもって藤田用水パイプラインは全地区供用開始となります。また、児島湾締切堤防の耐震化工事は、令和 3 年の年初から潮止め工区での鋼矢板の打設が始まり、事業が本格的に動き出したことが分かる状況となっております。

このように国、県による事業が着々と進む中、当改良区もまた県下有数の農業生産地である当地において土地改良基盤整備事業を積極的に行うことにより受益地内の農業生産性の向上を図り、ひいては地域全体の発展に寄与すべく役職員一同取り組んでいるところでございます。

総代の皆様におかれましては今後とも引き続きご支援ご協力のほどよろしく申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

祝 辞

令和 3 年 3 月 11 日

岡 山 市 長
大 森 雅 夫



本日は、児島湾土地改良区の令和 2 年度通常総代会が開催されますことを、心からお喜び申し上げます。

皆様方には、平素から、「児島湾締切堤防」の適切な管理・運営をはじめ、管内土地改良事業の実施など、岡山市の農業振興に格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、広大な干拓地からなる岡山平野では、全国ブランドの「備南千両なす」をはじめ、水稻や麦、玉葱、レタスなど地域特性に応じた多彩な農産物が生産されており、岡山県下でも有数の農業生産基地として重要な役割を担っております。

一方、高齢化や後継者不足による農業者の減少、老朽化する農業用施設の保全、さらには自然災害への対策など、変遷する社会経済情勢のもと、農業をめぐる諸問題は一層厳しさを増しており、農村の維持・保全のためにはどれ一つとして、ゆるがせにできないものばかりです。

岡山市では農業生産を維持し、安全・安心な食を提供するため、多面的機能を有する農地や、農業水利施設等の保全に向けた取組を国・県とともに推進しているところです。

そうした取組の一つとして、発生確率の高いとされる巨大地震に備えて、地域の重要な基幹施設である「児島湾締切堤防」の耐震化を図る国営総合農地防災事業が、本年度から工事着手となっており、貴土地改良区とともに同事業の推進協議会を組織し、早期完成に向けて事業推進を図っているところです。

こうした取組をより実りあるものとするためには、先人たちが不断の努力で築き上げてきた広大な干拓地を長年にわたり守り続けてこられた皆様のお力が欠かせません。

皆様方には、今後とも、岡山の農業のさらなる振興に一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。終わりに、児島湾土地改良区のさらなるご発展並びに皆様方のますますのご健勝・ご多幸を、心から祈念申し上げます。

◇令和 2 年度通常総代会の開催について

令和 2 年度通常総代会が、令和 3 年 3 月 11 日（木）午前 9 時から児島湾土地改良区 4 階大会議室において開催されました。本総代会も前回の臨時総代会と同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として書面議決にご協力いただきました。当日の議長には「徳山 修」総代が選任され、宮武理事長の挨拶の後、岡山市長 おおもりまさお 大森雅夫様からのメッセージを朗読しました。続いて理事長からの提案趣旨説明の後、議案審議に入り提出された 20 議案が、賛成多数で原案どおり可決されました。提出議案は、次のとおりです。

I 議案

- 議案第 1 号 新型コロナウイルス感染症対策に伴う書面議決の導入について
- 議案第 2 号 令和 2 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画変更の専決処分の承認について
- 議案第 3 号 令和 2 年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支補正予算の専決処分の承認について
- 議案第 4 号 令和 2 年度関係土地改良事業計画変更の議決について
- 議案第 5 号 令和 2 年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について
- 議案第 6 号 令和 2 年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について
- 議案第 7 号 令和 2 年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について
- 議案第 8 号 令和 2 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画変更の議決について
- 議案第 9 号 令和 2 年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支補正予算の議決について
- 議案第 10 号 監査細則の改正並びに、諸規程の改正及び廃止の議決について
- 議案第 11 号 令和 3 年度関係土地改良事業の議決について
- 議案第 12 号 令和 3 年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画の議決について
- 議案第 13 号 令和 3 年度藤田用水管理事業実施計画の議決について
- 議案第 14 号 令和 3 年度一般会計・特別会計収支予算の議決について
- 議案第 15 号 令和 3 年度役員報酬の議決について
- 議案第 16 号 令和 3 年度賦課金・負担金等徴収の議決について
- 議案第 17 号 令和 3 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画の議決について
- 議案第 18 号 令和 3 年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支予算の議決について
- 議案第 19 号 令和 3 年度一時借入金の議決について
- 議案第 20 号 令和 3 年度歳計現金預入先の議決について

◇ 令和 3 年度 賦課金・負担金 について

令和 3 年度の 賦課金・負担金は、次のとおりです。

1. 賦課金

令和 3 年度 児島湾 土地改良区 の 賦課金は、1,000㎡ 当たりの 賦課基準を次のとおりとして 賦課徴収いたします。

| | | |
|--------------|--|--------|
| ◎ 1,000㎡ 当たり | 賦 課 金 | 2,000円 |
| ◎ 賦 課 基 準 | 賦課に当たっては、1㎡ 当たり 2円を単位として 賦課面積 (令和 3 年 4 月 1 日 現在) に乗算します。 | |
| 内 訳 | 一 般 経 常 費 | 1,830円 |
| | 堤防維持管理負担金 | 170円 |
| | 計 | 2,000円 |

(注) 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の規定に基づき、円の単位まで徴収いたします。

2. 藤田用水維持管理賦課金 《藤田都六区地区》《藤田都・大曲地区》《藤田錦六区地区》
《藤田錦地区》

令和 3 年度 藤田用水維持管理賦課金は、1,000㎡ 当たりの 賦課基準を次のとおりとして 藤田都六区地区、藤田都・大曲地区及び中畦・曾根地区、藤田錦六区地区、藤田錦地区並びに東畦地区の受益農地から 賦課徴収いたします。

| | | |
|--------------|--|--------|
| ◎ 1,000㎡ 当たり | 維持管理賦課金 | 1,200円 |
| ◎ 賦 課 基 準 | 賦課に当たっては、1㎡ 当たり 1円20銭を単位として 賦課面積 (令和 3 年 4 月 1 日 現在) に乗算します。 ただし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。 | |

3. 県営事業賦課金 《藤田錦地区》

県営かんがい排水事業 藤田錦地区 の 令和 3 年度 県営事業賦課金の 賦課基準を次のとおりとして、藤田錦地区並びに東畦地区の受益農地から 賦課徴収いたします。

| | | |
|--------------|--|--------|
| ◎ 1,000㎡ 当たり | 賦 課 金 | 3,000円 |
| ◎ 賦 課 基 準 | 賦課に当たっては、1㎡ 当たり 3円を単位として 賦課面積 (令和 3 年 4 月 1 日 現在) に乗算します。 | |
| 内 訳 | 県営事業賦課金 | 2,500円 |
| | 県営事務賦課金 | 500円 |
| | 計 | 3,000円 |

上記の 賦課金は、平成 30 年度から 令和 3 年度までの 4 年間、同一基準で 賦課徴収を行います。

4. 徴収期日

令和 3 年 8 月 2 日 (全期徴収)

5. 徴収委託先

- ① 岡山市農業協同組合 ② 岡山市浦安土地改良区 ③ 中国銀行
④ トマト銀行 ⑤ 理事・監事・総代

6. 農家負担軽減調整負担金 (10,000千円) の徴収については次のとおりとします。

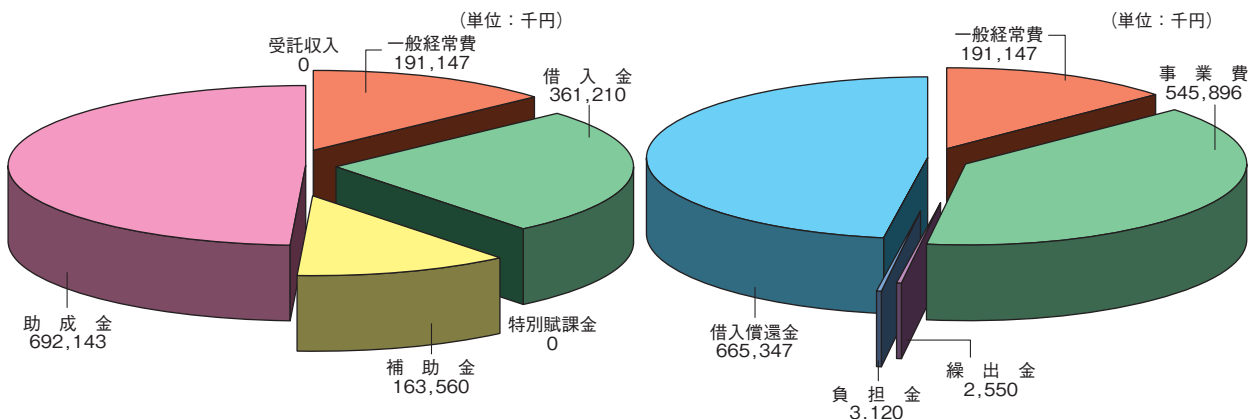
| | | |
|--------------|-------|----------|
| 令和 3 年度 負担区分 | | |
| 覚書による自治体関係 | 岡 山 市 | 9,213千円 |
| | 玉 野 市 | 787千円 |
| | 計 | 10,000千円 |

◇ 令和 3 年度一般会計予算について

【一般会計】

収入合計 1,408,060千円

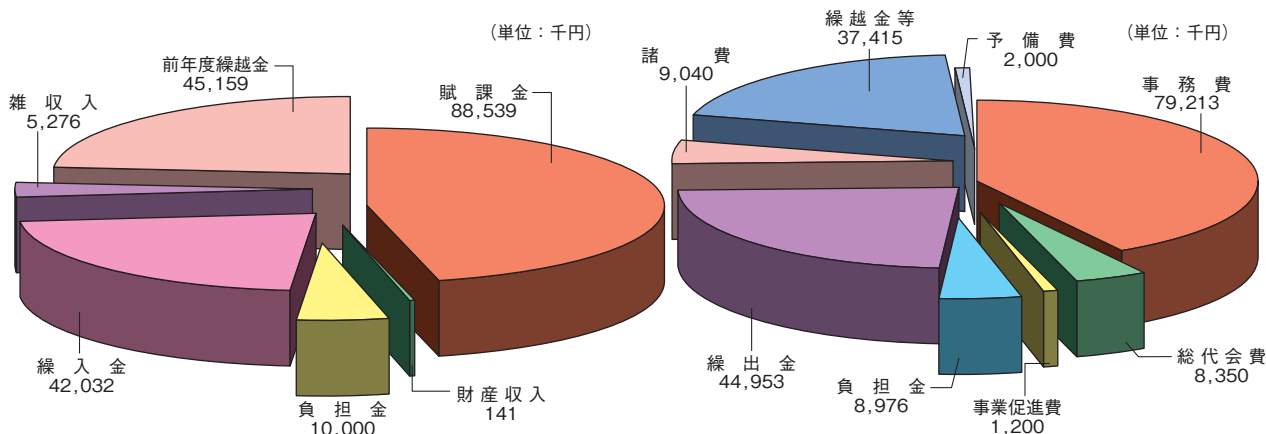
支出合計 1,408,060千円



【一般経常費】

収入合計 191,147千円

支出合計 191,147千円



◇ 令和 3 年度藤田用水管理事業特別会計収支予算

[収入] (単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|--------|---------|
| 作業受託収入 | 83,050 |
| 管理賦課金 | 16,142 |
| 雑収入等 | 4,237 |
| 合計 | 103,429 |

[支出] (単位：千円)

| 科目 | 金額 | |
|--------|---------|--------|
| | 基幹水利施設 | 藤田用水 |
| 点検整備費 | 1,309 | 55 |
| 施設管理費 | 33,138 | 9,840 |
| 施設費 | 1,501 | 979 |
| 調査費 | 325 | |
| 諸油脂費 | 102 | 145 |
| 整備補修費 | 7,117 | 3,000 |
| 電力費 | 35,896 | 2,400 |
| 管理諸費等 | 1,620 | 1,614 |
| 整備積立金 | | 1,106 |
| 消費税 | 2,042 | 3 |
| 小計 | 83,050 | 19,142 |
| 諸費 | | 100 |
| 次年度繰越金 | | 1,137 |
| 合計 | 103,429 | |

◇令和 3 年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支予算

[収入] (単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------|---------|
| 前年度繰越金 | 3,067 |
| 作業受託収入 | 353,997 |
| 雑収入等 | 551 |
| 計 | 357,615 |

[支出]

(単位：千円)

| 科 目 | 防 潮 水 門 | 関 連 機 場 | 児 島 湖 管 理 | そ の 他 | 計 |
|-------|---------|---------|-----------|--------|---------|
| 点検整備費 | 1,777 | 4,588 | | 1,640 | 8,005 |
| 施設管理費 | 118,309 | 25,508 | | | 143,817 |
| 施設費 | 7,016 | 8,570 | 14,028 | | 29,614 |
| 調査費 | 93 | | | | 93 |
| 諸油脂費 | 166 | 178 | | 502 | 846 |
| 整備補修費 | 0 | 86,894 | | | 86,894 |
| 電力費 | 5,351 | 66,765 | | 934 | 73,050 |
| 消費税 | | | | 11,678 | 11,678 |
| 小計 | | | | | 353,997 |
| 諸費 | | | | 3,618 | 3,618 |
| 計 | 132,712 | 192,503 | 14,028 | 18,372 | 357,615 |

◇令和 3 年度土地改良事業計画について

令和 3 年度土地改良事業計画は、農業基盤整備促進事業、農地耕作条件改善事業、小規模土地改良事業、非補助土地改良事業の各事業を合計 27 地区、事業費 51,400 万円で計画し、関係機関に予算要求をしているものです。

◎農業基盤整備促進事業 [1 地区 8,000 万円]

| | |
|-----|-----------|
| 地区名 | 西七区 5 条 2 |
|-----|-----------|

◎農地耕作条件改善事業 [5 地区 21,600 万円]

| | |
|-----|--|
| 地区名 | 西七区 3 番、西七区 2 条 1、北七区 13 条、北七区支線 16 号、北七区支線 55 号 |
|-----|--|

◎小規模土地改良事業 [2 地区 2,800 万円]

| | |
|-----|--------------------|
| 地区名 | 西七区 6 号、西七区支線 32 号 |
|-----|--------------------|

◎非補助土地改良事業 [18 地区 18,700 万円]

| | |
|-----|--|
| 地区名 | 錦中 40-1 樋門、錦六区縦 3 樋門、都沖 3 番川樋門、西七区支線 16 号、西七区支線 23 号、西七区支線 39 号、西七区支線 51 号、西七区支線 131 号、北七区支線 2 号、北七区支線 6 号、北七区支線 66 号、北七区支線 75 号、北七区支線 86 号、宗津川沖 3 西樋門、宮下東樋門、宗津東町 3 番川、宗津西町 6 番川、宗津西町 8 番川 |
|-----|--|

◎非補助土地改良事業（維持管理） [1 地区 300 万円]

| | |
|-----|--------------|
| 地区名 | 藤田用水維持管理 R 3 |
|-----|--------------|

◇事務局人事異動

○採用 (令和3年4月1日付)

| | |
|--|---------------|
| 堤防管理事務所 堤防管理係 書記補 | 西 本 哲 矢 |
| 次長 総務課担当 (嘱託) | 三 竿 啓 介 |
| 事務局長 (嘱託) | 齊 藤 晴 雄 (更 新) |
| 次長 施設管理課長事務取扱及び 維持管理課、堤防管理事務所担当 (嘱託) | 國 定 一 郎 (更 新) |

○昇 任 (令和3年4月1日付)

| | |
|------------------------|----------------------------|
| 農村整備課 課長補佐工事係長 事務取扱 | 久 山 聡 弘 (農村整備課 工事係 係長) |
| 総務課 会計係 主任 | 藤 澤 悟 (総務課 会計係 書記) |
| 堤防管理事務所 堤防管理係 主任 | 三 木 洋 平 (堤防管理事務所 堤防管理係 書記) |

○配置換 (令和3年1月1日付)

| | |
|------------------|----------------------------|
| 維持管理課 管理係 主任 | 武 田 泰 典 (堤防管理事務所 堤防管理係 主任) |
| 堤防管理事務所 堤防管理係 書記 | 佐 藤 寛 久 (維持管理課 管理係 書記) |
| (令和3年4月1日付) | |
| 堤防管理事務所 堤防管理係 主任 | 西 崎 友 訓 (維持管理課 管理係 主任) |
| 維持管理課 管理係 書記 | 杼 山 明 憲 (堤防管理事務所 堤防管理係 書記) |

.....

○退 職

| | |
|--------------|----------------------------|
| (令和3年3月31日付) | 佐 山 義 和 (事務局長 (嘱託)) |
| (令和3年3月31日付) | 國 定 大 貴 (堤防管理事務所 堤防管理係 書記) |

児島湖流域清掃大作戦

岡山県では、毎年 9 月～11 月を「児島湖流域環境保全推進月間」と定め、国・県・流域市町・民間団体等が一体となり、児島湖の環境保全活動を推進することとなっています。その行事の一環として、児島湖をはじめ流入河川等において、児島湖流域環境保全推進協議会会員並びに多くの県民、民間団体、学生、国・県・市町職員に参加を募り、「児島湖流域清掃大作戦」を実施しています。

今回は 11 月 1 日（日）に、児島湖流域関係市・町の会場で、児島湖流域環境保全推進協議会主催による「令和 2 年度児島湖流域清掃大作戦」が実施されました。今回の清掃大作戦は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加人数を制限して行われました。本土地改良区からは宮武理事長をはじめ数名の職員が参加し、当日は晴天のなか清掃活動に励みました。

主催者側の報告によると全会場（5 箇所）で総勢約 900 人の参加があり、空き缶、空き瓶、ペットボトル、発泡スチロール、木材等約 7.65 t のゴミが回収されました。

児島湖の水質は、児島湖流域下水道事業による下水道の普及向上、国営児島湖沿岸地区農地防災事業による湖底のヘドロの浚渫等により、ゆるやかに改善されてきています。

児島湾土地改良区としましても関係機関と連携し、組合員の皆様と力を合わせ児島湖の水質改善に努めるとともに、地域の歴史や水の大切さを若い世代に伝えていきたいと考えています。

※ゴミの投棄をなくしましょう。

=きれいな川・美しい児島湖にしよう=

近年、混住化等の要因により、ペットボトルや空缶、肥料等のポリ袋、刈り取られた雑草等のゴミが不法投棄され、これらが川藻に絡まって各地区の排水機場に集まりゴミの山となっており、本当に目を覆うばかりです。これ以外にも児島湖に直接流れ込む物もあります。



児島湖に流れついたゴミ状況
締切堤防

当土地改良区は、これらのゴミ処理に毎年多額の処理費を費やしており、その量は年々増加傾向にあります。さらに、タイヤや電化製品等の粗大ゴミも水路等に不法投棄されており、それらが機場の設備を損傷させる原因の一つとなるだけでなく、用水や排水にも悪影響を及ぼします。これを改善するには、川や水路をいづくしみゴミを絶対に投棄しないことを実践していくことが、大切です。

きれいな川と美しい児島湖を取り戻し、親しみのもてる水辺環境にしていきたいと思います。児島湾土地改良区からのお願いです。

スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)駆除方法について

スクミリンゴガイ(俗称:ジャンボタニシ)

原産地は南米で、1981年に台湾から食用として輸入されました。養殖されていましたが、廃棄によって放置され水路や水田で野生化しました。

被害を受けやすい場所

取水口、排水口付近、畦際付近・・・深水になりやすく被害を受けやすい。

凹凸の多い田・・・浅水管理がしにくく、水深が深くなる場所に貝が集まりやすい。

食害について

小貝については越冬し、次年の田植えの時期に植えたばかりのやわらかい水稻を食害します。

駆除方法について

- ・石灰窒素散布
- ・冬期の耕うん
- ・冬期の水路の泥上げ
- ・水口網の設置 等



図1 スクミリンゴガイ



図2 スクミリンゴガイの卵

詳しい実施時期等については下記URLを参考にしてください

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/siryu2/sukumi/attach/pdf/sukumi-6.pdf>

農林水産省ホームページ内 スクミリンゴガイの被害防止について

その他にもペットボトルと家庭にある資材、もしくは育苗と家庭にある資材を使った自作の捕獲器があります。詳しくは下記URLを参照してください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/64/jumbotanishihokakukisakusei.html>

三重県松阪市ホームページ内 ジャンボタニシの捕獲器の作成方法のご紹介

児島湾締切堤防について (有料道路としての利用)

前号では、締切堤防の有料道路としての利用に関する記事を掲載しました。今号は前回に引き続き有料道路としての利用及びその後について掲載します。

～児島湖交通産業株式会社について～

児島湾締切堤防は農家の負担を含め、巨額の資金を投じて建設され、その維持管理については国、県および市が放棄したことで、国が改良区に他目的（有料道路）として使用することを公約したうえで、土地改良法に基づき、児島湾土地改良区が管理を行うことになった。堤防の他目的使用にあたり児島湾土地改良区は、財団法人児島湖観光協会を設立し、他目的使用に関する事業を推し進めてきたが、土地改良区が締切堤防を他目的に使用し収益を得ることは好ましくないとされ、岡山県の指導により財団法人を解散した後、地域住民が出資した児島湖交通産業株式会社を設立し、その会社に締切堤防を他目的に使用させることとした。

下記は、締切堤防建設当時の通行料の一覧である。

| 車 両 | 単 価 |
|--------------|-----------------|
| 原動機付自転車 | 20円（1種）、30円（2種） |
| 軽自動車（2輪車） | 50円 |
| 3・4輪車 | 100円 |
| 小型自動車（乗用） | 150円 |
| 〃（貨物） | 200円 |
| 普通自動車（乗用） | 200円 |
| 〃（貨物） | 300円 |
| 乗用型自動車（路線） | 250円 |
| 〃（貨物） | 350円 |
| 軽車両（人力・リヤカー） | 20円 |
| 牛馬車・その他 | 30円 |

その他に上記車両の回数券及び定期券などもあった。（図1）

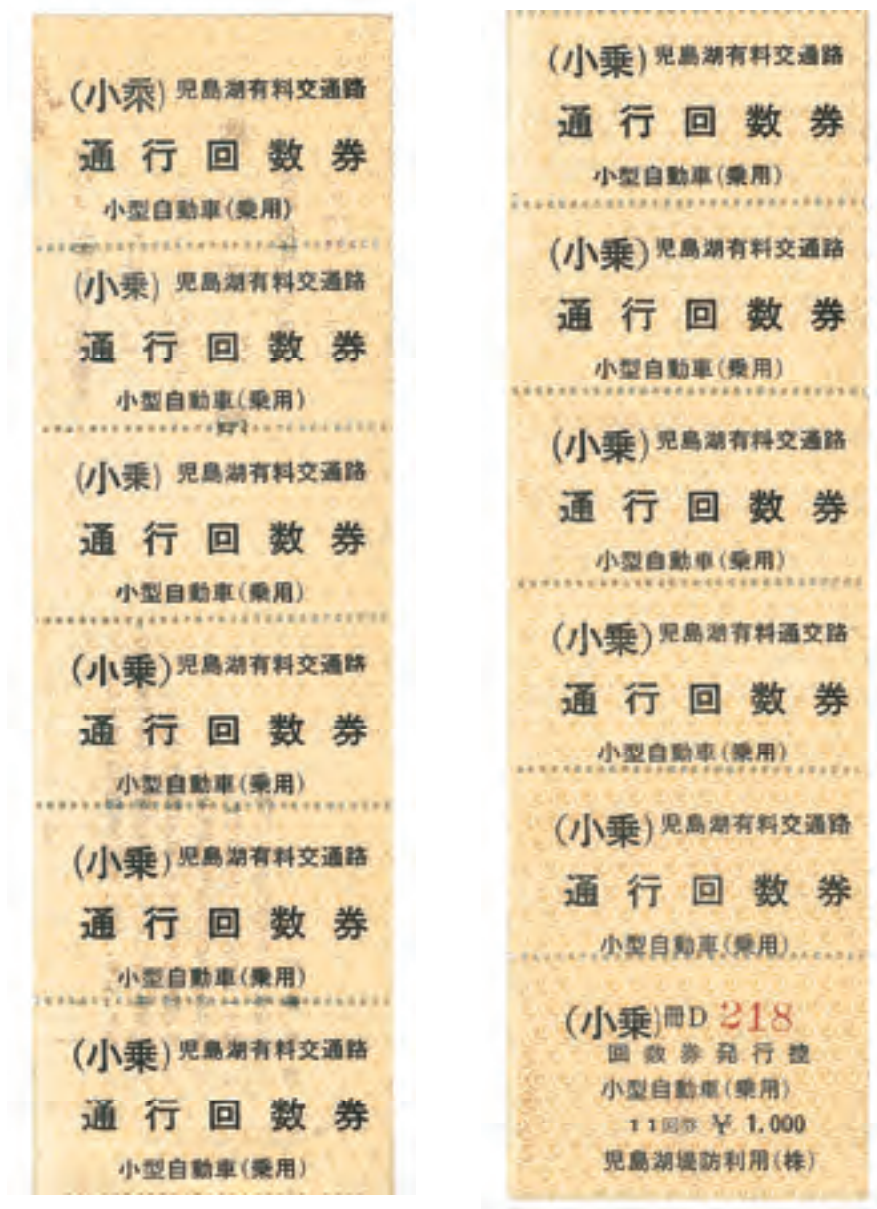


図1 小型乗用車回数券

～通行料実績推移表～

| | | |
|-------|-----|------------|
| 昭和36年 | 10月 | 967,490円 |
| 〃 | 11月 | 1,705,840円 |
| 〃 | 12月 | 1,549,350円 |
| 昭和37年 | 1月 | 1,689,320円 |
| | 2月 | 1,491,560円 |
| 〃 | 3月 | 1,836,610円 |
| | | ～省略～ |
| 昭和40年 | 1月 | 3,052,700円 |
| | 2月 | 2,407,448円 |
| | 3月 | 2,926,855円 |

推移表において開通半年で平均収入は1,540,028円となった。また、昭和38年9月から定期バスの運行が開始された。

～通行料金の引き下げについて～

交通料金の引き下げについては、金甲山温泉ホテル等^{注1}の開業と光南台一帯の開発により自動車の通行量が増加したことにより開通時から複数回行われた。

第 1 次引き下げ

通行券の種類として、普通券、回数券、定期券があったが、1 度目の改定は、回数券の回数を 31 回から 33 回に増やした。

第 2 次引き下げ

第 2 次引き下げは、定期券の料金引き下げを行い、同時に人力車、牛馬車、原付 1 種についての無料化を行った。

～締切堤防の管理の移管について～

それまでは児島湾締切堤防の維持管理を児島湾土地改良区が行っていたが、締切堤防の土地改良財産としての役割とともに生活道路としての役割が経済的、社会的に大きくなってきたことから、岡山市は締切堤防の管理を国または県へ、さらに他目的事業を公的機関に移管するよう求めてきた。改良区側は、道路がもたらした経済的恩恵及び、建設工事の際の農家の犠牲的協力があつたことへの配慮がないうえ、農家負担軽減財源が失われることなどから移管について厳重に抗議した。

～児島湖交通産業株式会社の事業の移管勧告と分離勧告について～

岡山行政監察局は、地域住民から締切堤防の通行料が高いという指摘を受け、昭和 39 年 11 月に児島湖交通産業株式会社の運営状況等について監査を行い、運営上適当でないことを指摘した。そのため通行料徴収業務については、県、市などの公的機関へ移管すべきであると勧告した。同時に観光事業部門についても事業分離するよう勧告した。

～児島湖交通産業株式会社のその後のあり方～

上述の勧告を受け、交通部門に関しては岡山県の農林部長を代表取締役就任させることで、より公共性の強い株式会社(児島湖堤防利用株式会社)を設立した。

児島湖堤防利用株式会社の設立によって交通部門と観光部門の分離が行われたものの、この会社設立は急なものであり、管理運營業務面では分離は行われたが、財政面では分離は行われておらず分離は表面的であった。堤防の通行収入はほとんどが児島湖堤防利用株式会社に移されその結果、収入財源がなくなった観光部門は赤字経営を余儀なくされることになりその後観光部門に関しては、組織と株式財産は主に観光事業を推し進めるために設立された金甲山観光産業株式会社に合併するという方法をとることとなった。

注 1 金甲山温泉ホテル・・・金甲山観光産業株式会社が経営していたホテル

参考文献

- ①児島湖発達史
- ②児島湾土地改良区保管写真
- ③児島湾土地改良区保管資料

児島湾締切堤防の耐震工事に着手しました

令和2年度から国営総合農地防災事業「児島湾沿岸地区」の耐震工事に着手しました。

締切堤防の耐震工事は、大規模地震が発生し、締切堤防が沈下したとしても地震後に発生する津波の越波を防止するために、堤体部に二重の鋼矢板を設置するものです。

鋼矢板設置作業を行う前に、工事中も自転車や歩行者が安全に通行できるよう仮設の迂回道路を児島湖側に設置しました。

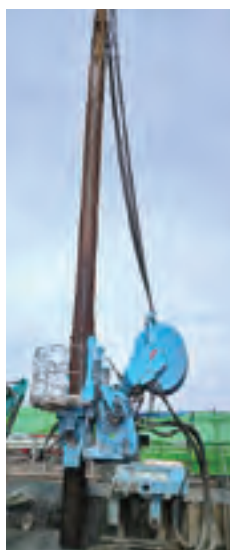
令和2年度は、40m区間の耐震工事を行いました。令和3年度以降も引き続き、耐震工事を実施します。

皆様には、たいへんご不便・ご迷惑をお掛けしますが、引き続きご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【工事中の全景写真】



【鋼矢板設置状況写真（硬質地盤クリア工法）】



●問い合わせ 中国四国農政局 岡山南土地改良建設事業所 ☎086-236-6240

◎ 組合員の資格取得・喪失の届出について

組合員の資格等に変更がある場合には、他の行政機関（法務局・農業委員会等）で手続きをされても改良区には通知されないため、当人による改良区への届出が必要となります。（土地改良法第43条）

- ・ 相続・贈与・経営移譲（農業者年金受給など）
- ・ 農地の売買、交換、貸借などがあった場合
- ・ 氏名や住所を変更した場合

変更の届出がない場合は、そのまま賦課されますのでご注意ください。

◆ 農地の異動・売買について

農地の異動・売買を行う際、当該農地に賦課金の滞納がある場合については、新たに組合員となられた方が、滞納金を支払う義務が生じます。双方でご確認のうえ、異動・売買を行うようご注意ください。（土地改良法第42条第1項）

賦課金は口座振替をご利用ください

児島湾土地改良区の賦課金は口座振替をご利用いただけます。金融機関は J A 岡山・中国銀行・トマト銀行がご利用できます。口座振替をご利用いただければ、納付期日内の納付忘れがなくなります。ご希望の方は当土地改良区までご連絡ください。

口座振替をご利用の方は、納付期日前に必ず残高の確認をお願いします。なお、口座振替の場合の領収書は、原則として発行しておりません。確定申告の際は、賦課金通知書（毎年7月に発行）と口座振替の預金通帳を提示していただくことで対応できます。領収書の発行をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせは、賦課徴収係 TEL 0 8 6 - 2 6 2 - 0 1 7 5 へ

転用等、地区除外に伴う決済金について

農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第 4 2 条第 2 項の規定により土地改良区へ地区除外申請（農地転用）による決済手続きが義務付けられています。

農地転用決済金とは

残存する農地への費用負担加重を防ぐため土地改良法に基づき、地区除外申請の際に所有者の方に申請農地に係る土地改良施設の耐用年数期間における維持管理経費などを納めていただくもので、令和 3 年度の決済金等は下記のとおりです。

令和 3 年度

| 区 域 | 決 済 金 | 調 査 費 | 手 数 料 |
|-----|---------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------|
| 全 域 | 1 m ² 当たり 5.15 円 | 1 m ² あたり 10 円 | 1 筆 あたり 1,500 円 |

| 区 域 | 決 済 金 | 区 域 | 決 済 金 | 区 域 | 決 済 金 | 区 域 | 決 済 金 |
|--------------|--|----------------|--|--------------|--|----------|--|
| 藤 田 都 六 区 | 1 m ² あたり パイプライン 17.78 円 | 藤 田 都 ・ 大 曲 | 1 m ² あたり パイプライン 27.53 円 | 藤 田 錦 六 区 | 1 m ² あたり パイプライン 31.27 円 | 藤 田 錦 | 1 m ² あたり パイプライン 36.34 円 |

なお、藤田都六区、藤田都・大曲（中畦・曾根の一部地区を含む）、藤田錦六区地区、藤田錦地区（東畦の一部地域を含む）については、パイプラインの供用開始に伴い上記決済金が別途必要です。

※ 市街化区域及び 200 m² 未満の農業用施設などへの転用に関しても、届出・決済等の手続きが必要です。

農地を公共事業用地（道路、河川敷、公園敷地など）として買取または寄付した場合

公共事業用地として買取・寄付される場合でも決済金は必要となります。そのため、用地買取交渉の際に、後日問題が生じないように当事者間で決済金の納付について十分話し合わせ、改良区への申請手続きをお願いします。まずはご連絡ください。

★ この転用決済の手続きがなされないと、従前の賦課面積で賦課金が課せられますのでご注意ください。

農地を農地以外の地目に変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外（農地転用）手続きが必要です。

届出の用紙（農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書）は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。まずは、お気軽に電話でお尋ねください。

(TEL086-262-0175)